

制定 令和8年3月24日

## 1 趣旨

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）では、基本理念において、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすることなどが規定されている。

この趣旨に鑑みれば、不登校児童生徒が学校外の民間施設において学習や活動をしていることを積極的に評価し、支援していくことは、不登校児童生徒の将来にとって極めて有意義なものであるといえる。

そこで、不登校児童生徒の個々の状況に応じた学習活動などを実施しているフリースクール等について、松山市教育委員会（以下「市教委」という。）が認定する制度を設け、学校以外の場における学びへの支援を行う。

## 2 申請対象となる民間施設

- (1) 不登校児童生徒の学習活動、体験活動、教育相談等の支援を行うことを目的とする民間の施設
- (2) 詳細については、市教委が別に定める「松山市フリースクール等利用補助事業におけるフリースクール等の認定ガイドライン」（以下「認定ガイドライン」という。）を参照のこと。

## 3 申請手続

認定ガイドラインを熟読の上、次の書類を1部ずつ作成等して、6に掲げる申請先に提出すること。

- (1) 「松山市フリースクール等利用補助事業」におけるフリースクール等の認定に係る申請書（様式1）
- (2) 「松山市フリースクール等利用補助事業」におけるフリースクール等の認定に係る

調査票（様式2）

(3) 「松山市フリースクール等利用補助事業」におけるフリースクール等の認定に係る  
確認書（様式3）

(4) 施設の財務状況が確認できる書類

(5) 市税の滞納がないことを証する書類（完納証明書等）

(6) 登記事項証明書（法人の場合）

(7) 開業届，確定申告書等の事業を行っていることが確認できる書類（個人事業主の場合）

(8) 施設の事業内容が確認できるパンフレット，案内チラシ等

(9) その他市教委において必要とされる資料（必要に応じて提出すること。）

#### 4 申請方法

電子申請，郵送又は持参のいずれかの方法により提出する。

#### 5 申請期間

随時

#### 6 申請先及び問合せ先

松山市教育委員会事務局 教育支援センター事務所

〒790-0864 愛媛県松山市築山町1 2番3 3号（青少年センター内）

TEL 089-943-3205 FAX 089-947-7911

E-mail kyshien@city.matsuyama.ehime.jp

#### 7 認定について

認定については，次の手順により行うものとする。

##### (1) 書類審査

3の提出書類を用いて，市教委において認定の書類審査を行う。

##### (2) 訪問調査

ア 申請のあった民間施設に対して，認定基準を満たしているか審査をするため，市教委による訪問調査を実施する。

イ 訪問日程等については、申請書等受理後に別途連絡する。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は、書類審査及び訪問調査の実施結果により、市教委で必要な審査を行い、認定通知書（様式4）により通知する。

イ 認定の期間は、認定の日から3月31日までとする。

(4) 認定施設の公表

認定された施設については、本市のホームページ等への掲載により次に掲げる事項を公表するものとする。

ア 施設の名称

イ 施設の所在地

ウ 電話番号

8 認定内容の変更等について

(1) 認定を受けた運営事業者は、申請内容に変更（登記事項の変更も含む。）が生じた場合は、速やかに変更届（様式6）及び関係書類を市教委に提出しなければならない。

(2) 市教委は、認定ガイドラインに基づくフリースクール等の認定に疑義が生じた場合は、当該運営事業者又は当該施設に対し、必要な調査を行うことができる。

(3) 市教委は、(2)の調査の結果、当該運営事業者又は当該施設に問題を発見した場合は、当該運営事業者に対して必要な指導をすることができる。

9 認定の取消事由について

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、市教委は、認定を取り消すことができる。

(1) 申請書その他認定のために提出した文書に虚偽の記載があった場合

(2) 認定後、認定ガイドライン1から5までの要件の一部又は全部を満たさない状況が生じた場合

(3) 重大な事件事故その他信用を毀損させる事由が生じた場合

(4) 運営事業者が上記8(2)に定める調査を拒否した場合

(5) 運営事業者が上記8(3)に定める指導に従わない場合

## 10 更新について

更新については、次のとおり行うものとする。

- (1) 12月1日から1月31日の間に、上記3(1)から(4)までの書類を提出すること。
- (2) 市教委から求めがあった場合は、(1)の書類に加え、上記3(5)から(9)までの書類のうち求めがあったものについても提出すること。
- (3) 更新のための手続き等については、上記7を準用する。この場合において、上記7(3)イ中「認定の日から3月31日まで」とあるのは、「4月1日から3月31日まで」と読み替える。

## 11 その他

申請に関する情報は、申請内容の審査、調査及び連絡並びに市教委が実施する事業の案内に限定して利用するものとし、それ以外の他の目的では使用しないものとする。

### 付 則

この要項は、令和8年3月24日から施行する。